

平成28年第1回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成28年2月3日（水曜日） 1日間 本会議1日

平成28年2月3日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 総 務 課 長 北 島 徹 財 政 課 長 高 島 浩 介 健康福祉課長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教育委員会事務局長 吉 田 淳
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成28年2月3日 午前10時00分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号～議案第3号)
- 日程第5 議案審議
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第3号 平成27年度上峰町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第8 討論・採決

午前10時 開会

○議長(碓 勝征君)

皆さんおはようございます。本日は、平成28年第1回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(碓 勝征君)

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番井上正宣議員及び7番吉富隆議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(碓 勝征君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（碓 勝征君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成28年第1回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多忙の中御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

本日は3議案を上程させていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（碓 勝征君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（碓 勝征君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年2月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年2月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第3号

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,669,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、3議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長より3議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての上峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

さきの12月定例議会におきまして、上峰町税条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げ、議決をいただいておりますが、当該議決後に総務省より一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直すこととしたという旨の通知がございました。

町税に関係するものとしたしましては、町税の減免申請に際し、当該申請書に個人番号及び法人番号を記すということとしておりましたが、一部税目については個人番号の記載を要しないという内容に見直すことでございました。

施行期日が1月1日と差し迫っており、議会を招集する時間がないと判断し、12月28日に

専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元の議案第1号に関する新旧対照表を御用意ください。

1ページの下段のほうをお願いいたします。

第51条第2項は、町民税の減免に関する規定でございますが、申請書の記載事項から個人番号を削除するものでございます。

続きまして、裏面の2ページでございますが、第139条の3第2項、特別土地保有税の減免に関する規定でございます。町民税と同様に、記載事項のほうから個人番号を削除することとしております。個人番号の記載が不要となったのは、前述の2つの税につきましては、いずれも賦課決定の前提が納税者の申告であるということで、基本的に賦課時点において個人番号の掌握は可能であり、納税者の負担軽減の観点から記載を求めないとされたものでございます。

なお、固定資産税や軽自動車税につきましては、個人の申告によるものではなく、課税客体や物件等を税務当局が捕捉し課税するもので、この違いにより記載事項の仕分けがなされたものと御理解をいただければと思います。

以上、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ほかに補足説明ある方はおられませんか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私から議案第2号 専決処分の承認を求めることについての補足説明をいたします。

専決処分の理由といたしましては、総務省よりの一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針の通知がありましたことに伴いまして、平成27年の12月議会において議決済みの上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成27年12月24日条例第27号）に関しまして、内容の改正が必要となりましたので、施行の期日の関係上、平成27年中に改正が必要ということで、平成27年12月28日に専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

国民健康保険条例の第36条の2第2項第1号の国民健康保険税の減免の申請に記載する事項で、現行の納税義務者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の棒線部分を「及び氏名」に改正するものでございます。

施行期日を平成28年1月1日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。御審議いただき、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ほか、補足説明は。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第3号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）につきましての補足説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

私のほうからは、今回の補正予算の総額について御説明のほうをさせていただきます。

まず、歳入のほうでございます。

款、補正額、計の順に左から右のほうに読み上げまして説明とさせていただきます。

まず、款18. 繰入金、補正額100,332千円、計1,670,152千円、歳入合計、補正額100,332千円、計7,669,322千円。

続きまして、下のほうの3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

款10. 教育費、補正額100,332千円、計534,431千円、下に参りまして、歳出合計、補正額100,332千円、計7,669,322千円。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第3号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案書を3枚めくっていただいて、平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書により説明をいたします。

さらに2枚めくっていただいて、ページ3をお開きください。歳入でございます。

款18. 繰入金、項1. 基金繰入金、目12. ふるさと寄附金基金繰入金、節1. ふるさと寄附金基金繰入金にふるさと寄附金基金より100,332千円を繰り入れます。

続きまして、次のページ4をお開きください。歳出でございます。

款10. 教育費、項6. 保健体育費、目3. 学校教育費、節13. 委託料で、上峰町学校給食再開業務委託料100,332千円の補正をお願いいたします。

現在、上峰町の学校給食は調理業務を委託しておりました業者の異物混入事案により代替給食を続けています。今回、ふるさと寄附金を財源として学校給食の調理を上峰小学校敷地内で再開すべく旧上峰町給食センター改修に係る予算といたしまして、設計施工、企画運営の包括発注方式による委託業務について提案をいたします。

予算の内訳といたしまして、運営に係る委託料で2,266千円、設計に係る委託料で6,094千円、補修に係る経費で40,640千円、厨房機器に係る備品購入として43,900千円、いずれも税別でございます。小計の92,900千円、これに消費税を加えまして100,332千円の予算をお願いいたします。

食の安全・安心の確保のもと、学校給食衛生管理基準に基づく施設のドライ運用を図ります。

また、保有している学校給食設備の再点検を行い、設備の有効利用を図ります。

平成28年4月より親子方式による学校給食の完全実施を行うため、給食再開に向けた調理配送体制の確立とともに、児童・生徒の給食への信頼回復と喜びを取り戻すべく努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（碓 勝征君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（碓 勝征君）

日程第5. 議案審議。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第2号

○議長（碓 勝征君）

日程第6. 議案審議。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第3号

○議長（碓 勝征君）

日程第7. 議案審議。

議案第3号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（寺崎太彦君）

今回、委託の内容は給食センターの改修の設計施工や地産地消にこだわった給食のメニューの開発、そして調理業務委託などとなっておりますけれども、この原因となった異物混入したのが原因であって、安全で安心な給食は、調理はもとより配膳までが大切だと思います。なので、今回の材料の納入に当たっての安全対策はどのようにされるか。

もう1つ、関連なんですけれども、佐賀県では前年は異物混入が12件あり、その前の年はたった2件、何か1年で急激に件数がふえておりますけれども、この原因——原因というか、何か異物混入とか事故の公表が、何かここまでは公表していなかったんですけど、去年ぐらいから現場から情報が上がったら全て公表されるか、そのような制度が変わったか、それを2点、よろしく願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

4番寺崎議員の、まず食材、材料に係る安全の対策の手法、それと、異物混入に係る基準ですね、そちらについて回答いたします。

まず、材料でございます。

現在、委託業者が異物混入ありました事案につきまして、まずビニール手袋が入りました。そして、すぐボタン電池が入りました。これにつきましては、業者のほうの調理に係る意識の低さというふうに感じております。また、その委託業者が異物混入になりましたときのお隣の町の食材につきましては、その業者に食材の調達も任せてあります。その食材は外国産の食材を利用されているところでした。上峰町におきましては、7年前、業者に委託したときはもとより、上峰町の地産地消を推進し、上峰町内の業者様、また、隣接のスーパーなどに御協力いただいて、地元の安全・安心な食材を事前より納めていただいております。また、学校給食会より、パンや米につきましても安全な国内のものを納めていただいております。上峰町につきましては、全て国内生産のもの、国内のものを活用しております。さらに、それを調理する前に洗浄を行うわけですが、そこでまずもって洗浄をしっかり行っていただいて、虫の混入、また異物の混入を防止するというところで取り組んでいただいております。

そういうことで、まず食材の安全・安心につきましては、上峰町では国産のものを新しく、毎日新鮮なものを届けていただくということで提供してまいります。

次に、異物混入の件数につきましてです。

本来、異物というときにまず考えられるのは、ちっちゃな虫ですね、そういうのが従来入っておりました。それで、そこは洗浄を繰り返すことで異物を取り除くということで努力をしておりました。さきの異物混入事案によって、県のほうから、異物混入で報道などの記者に発表するときには必ず県へ届け出ることという通達が参りました。そのときに、プレスのほうに報告するのは金属ですね、ねじとか、それから木片とか、今回のビニール手袋、そ

してボタン電池という、機材から入ったものについてが報告なされたところでございます。それに加えて、通常の虫が入っていたという案件につきましてもあわせて報告するようにしております。

そういうことで、報告の基準が明確にされたことによって、マスコミのほうへ流れてまいります件数がふえていったところでございます。

以上です。

○4番（寺崎太彦君）

対策はなされているということで、給食は同じメニューをみんなで食べて、マナーや社会性、そして偏食を直すというような大きな目的があると思いますので、4月1日の再開に向けて頑張ってくださいと思います。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変温かいお言葉をいただき、感謝申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○9番（原田 希君）

補足でちょっと大まかな92,900千円の内訳というのを説明されましたが、ちょっと済みません、書きとめ切れなかったもので、それをもう一度お願いしたいのと、その中に運営費ということで2,600千円程度だったですか、説明があったと思いますけど、この運営費というのはどういうことなのか。再開は4月、新年度入ってからだと思いますので、そうすると、そういう意味での運営ということになると3月当初で出てくるんじゃないかなと思いますので、この運営についてちょっと説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

運営費の分について私のほうからお答え申し上げさせていただきたいと思います。

これは全員協議会がございまして、代替給食を今実施させていただいている中で、代替給食のカロリー不足を指摘するお声が議員のほうから上がりました。その際に、現在の代替給食の執行状況は、前事業者との契約を解約し、残った事業費での代替給食の再開を前提としている以上、この予算の範囲内での執行を我々は議会にも御理解いただいてやっていきたいという旨をお伝えしましたところ、カロリー不足の解消のために副食等をふやすことに付随するマンパワー不足の予算措置は、議会は認めてもらえるので、予算化する対応をとりなさいという御指摘を受け、現在のところは、主菜に加えて副食の2品目の追加でカロリー不足は抑えられておりますが、今後、予算がショートすることもあり得ますし、また、今、調理を行っていただいているメンバーではそこが解消できないとなれば人の採用が必要になってまいりますので、それに備えた運営等を考えるための予算も含まれていると。また、メ

ニュー等の地産地消を進めるためのアイデアも必要だという考えも持っているところでございますが、プロポーザル企画提案でございますので、企画提案される業者の中身について今後精査していくという運びになると理解をしていただきたいと思います。

また、先ほど答弁漏れの部分は教育課長のほうから説明をさせます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

再度金額の内訳について御案内をいたします。

運営に係る経費2,266千円、設計費6,094千円、補修に係る経費40,640千円です。厨房機器の備品購入に係る経費が43,900千円ちょうどでございます。小計で92,900千円ちょうどでございます。消費税7,432千円でございます。合計の100,332千円でございます。

以上です。

○議長（碓 勝征君）

9番いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○7番（吉富 隆君）

私のほうから二、三点お尋ねをさせていただきたい。と同時に、確認という意味で捉えをしていただければ幸いかなというふうに思います。

まず1点目でございますが、旧給食センターを改修して給食をやっていくというようなことの説明をいただきましたのが、1月13日に全協の中で行政のほうから説明をいただいたと記憶しております。そして、第2回目の1月25日の全協の中で、じゃ、改修をしていくよという方向性が決まったと僕は思っております。その中で、いろいろな議員さんからの意見もございました。私は、早急にやらないと間に合わないよと、早急にやってくれよというお願いをいたしました。なぜならば、4月に開業したいという旨の説明が行政からあったわけでございますので、では、早急にやってくださいよと、これはどうしても避けて通れない案件であると僕は思っております。

そういった中で、1月28日になりますと、議会運営委員会だと委員長のほうから報告をいただきまして、議会運営委員会が開催をされました。その中でも質問をさせていただきました。まだまだ行政には説明責任があるのではないかと、もう一回全協を開いていただいて、きちっとした形で議員の皆さんに説明をしていただきたいと思いますと強く要望をいたしました。その関係上、1月29日に全協を開いていただいて、説明をしていただきました。

しかしながら、説明の中で初めて聞く言葉が出てまいりましたのが、プロポーザル方式という言葉が出てきましたので、その言葉についてももう説明をいただきました。ところが、我々議会に報告があったのは1月25日で改修するということが決定をしたと私は思っております。

1月26日の新聞を見てもみますと、条件等々もきちっと記載を新聞にされております。

ちょっと読み上げてみますと、「三養基郡上峰町は、4月再開を目指す町給食センターの改修工事を委託する業者をプロポーザル方式で公募している」という新聞記事が載っております。理由は短期間で整備するためと、調理場改修の設計から施工まで一括し、地産地消のメニュー開発も備える条件を設けた。委託内容は、上峰町旧上峰町学校給食センター改修に伴う設計施工と地産地消にこだわるメニューの開発、給食開発の調理業務を委託に関する企画書の作成などを盛り込んでいると、条件が非常に厳しい条件になっております。

だから、僕はこの新聞を読んで初めてプロポーザルという言葉を知り、勉強不足で大変申しわけなかったなという感じをとっておるところでございますが、若干これちぐはぐな数字が出てまいります。この説明の中で、1月25日に方向性を決めて、明くる日の新聞でこういう条件が載りました。説明の中では、もう1月22日に公募をかけてあるわけですね。そうでしょう。そして、1週間、28日が締め切りだという報告を受けました。そうしますと、若干我々の説明と食い違いが出てきているわけ、若干ね。

それはそれとして、急務を要するというところでございますので、それは理解せざるを得ないかなというふうに思っておりますし、そういった中で、4月1日に間に合わせますよという説明をいただきました。私は、工期については若干延ばしたほうがいいんじゃないですかという話をさせていただきましたけれども、間に合うということでございますので、私は確認の意味で、本当に間に合いますかという確認をさせていただきたいと。

それから、もう1点でございますが、今る議員さんの質問の中で答弁をされておりますのを聞きますと、いろいろと中身については僕は申しませんが、100,332千円の範囲内できるといふ意見を聞いておりました。増はないということで確認を、増はないかという確認を、まず2点させていただきたい。そして、その後にもうちょっと一、二点質問をさせていただきますので、区切って質問をしますので、よろしくお願ひしたい。

○町長（武廣勇平君）

まず、予算の増はないかということと期間内に施工できるかということですが、プロポーザル提案を今まさにしているわけで、プロポーザルの公募で今やっているわけでございますが、当然のことだというふうに思いますし、増があるということを前提に公募するわけはございませんし、期間を超えていることを前提に公募の施工期間等を設けるものではございませんので、その点はお伝えさせていただきたいのと、先ほど申しました、これまでの経緯について、ちょっと事実とは違うところがございまして、私のほうから申し上げさせていただきたいと思ひます。

13日に新学期の学校給食再開を目指す話をさせていただきました。その間、ここに、今、手元でございますように、保護者、PTAのほうからも要望書が出まして強く早期の実施を、完全給食の実施を求める声があることも、口頭でそういう声をいただいていることも議員の皆様方にはお伝え申し上げました。また、プロポーザル入札を期間内に終えるためには、大

変挑発的な日程であったということも陳謝を、さきの全員協議会で吉富議員にもお伝えさせていただきましたが、そういう日程を組んで申しわけないということをお願いした上で、この入札については議会の最終的にこの予算を議決していただくのと、また、委託契約が請負工事等も含まれますので、契約後に議員の皆様方の議決を経た後に町としての意思決定がされるわけですから、ここで意思決定がされない場合は、このプロポーザル入札はなくなるものだという事を最後に付しておることも全員協議会で、この場で今カメラが入って町民の皆さんに報道されますので、あえて申し上げさせていただきますが、全員協議会で御説明させていただいたところです。その上で、この議場に今私たちはいるということをお願いしたいなというふうに思います。よって、私としましては、カロリー不足を解消することと期間内に終わるように進めなさいということについては、ほとんどの議員さんの御理解を得られていたと思っておりました。

さきの全員協議会で、議員から工期を延期してもいいんじゃないかと、代替給食は満足の声が多いという御意見をいただきましたが、私としましては、新学期までに必ず学校給食を再開させたいという思いで、今この予算を提案させていただいているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

大変詳しく御説明されて、大変ありがたく思っているところでございます。私の質問の中身については、間に合いますよ、予算にはオーバーはないよということで確認をさせていただきましたので、ぜひともそういった形を努力されんことを心から願うところでございます。ぜひともこの問題については粗相のないようなことで進めていただきたいというふうに思います。

それから、非常に難しいプロポーザルというのは、理解したような理解していないようなところもございまして、質問させていただきますが、この条件が非常に厳しい中で公募されました。そして、全協の中では説明をいただいておりますが、1件の業者がエントリーをされたということで安堵をしたところでございます。本当に設計施工、地産地消、商品の開発、1,000食前後の給食ができるような業者さんということでございまして、本当にそういった資格をお持ちなのかどうかというのは、もう行政のほうでちゃんとチェックしてあるだろうし、応募する方もできるということであろうと認識はするものの、どうだろうかという疑問が1つありました、正直申し上げます。なぜこういうことを申し上げますかといいますと、同僚議員も質問の中であるように、食ですから、しかも、成長盛りの子供さんたちの給食ということで、やっぱりこれはチェックをしていく必要があると。原因がやっぱり異物の混入が原因であると、今後はそういったことがないような設備もせにゃいかん、企画もせにゃいかん、それに地産地消、商品開発と厳しい条件ですから、そういったチェックをきちっとしていただきたいと、特にですね。

それと、ここでもう1点質問ですが、私は絶対この給食についてはやっていただきたいと

思っております。金は少々かかるだろうけれども、やっていただきたいというのが基本的な考えでございます。そういう中で、きょう仮に全員の議員の皆さんがいいよと予算を議決したとしますよ、仮にね。そうしますと、この業者さんは今から設計するんですよ、設計施工ですから。もうぜひとも期日に間に合うように御努力をされんことを心から願うところで。後でいろいろな問題が起こらないような形をとっていただきたい。そうしないと、非常に、今いろいろな混入物がある、また、この間、10日ぐらい前の新聞も鳥の羽根が入ったとかいうようなこともあっています。ぜひともそういったことを頭の隅に入れていただけていただきたいし、きょうも、また議会の終了後審査委員会という形になっておりますので、ぜひとも慎重な審査をしていただき、4月1日に間に合うような事業展開をしていただきたいなと思いますが、その辺についていかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

7番吉富議員の御意見、大変ありがとうございます。今回食の安全・安心、これが信頼が地に落ちたというふうに思った中での再開への取り組みでございました。そういうことで、学校給食を本当に理解している業者さんに提案をお願いしたいというのが私どもの一番の希望でございました。平成25年に改修に係る計画を一度させていただいております。この条件をまた私ども再確認をして、その中から最短で最小限の価格で、さらにちゃんと安全・安心は確保できるというところを話し合いながら進めてまいったところでございます。

幾つか業者さんからいろいろな御意見を賜って今回の提案ができたところでもございます。時間といたしましては、12月14日、議会の後に報告をさせていただきました。そのときから私どもは、委託の再開とともに、私どもでもう一回給食をできないかということについてもあわせて検討をしておりました。その中で、平成25年の改修計画を読み解きながら、そして、県のほうでドライ仕様ではなくても、ドライ運用で可能ですよという助言をいただきました。ドライ運用になりますと、施設の工事というよりはリフォーム、改修計画で短期間にできますというヒントもいただきました。必要最小限で、かつ安全・安心な設備を、施設を整えるということでプロポーザル提案をさせていただいたところでございます。

今回、吉富議員よりいただきました御提案、御進言、肝に銘じて進んでまいります。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○7番（吉富 隆君）

そのようにぜひとも御努力方をお願いしたいし、今までの経緯を聞きますと、短期間に大変教育委員会としては本当に御苦労さんというふうに思っております。たまたま私は素人なので、本当にこれだけの短期間でできるだろうかという疑問があったので、できるということでございますので、安心をしたところでございます。

また、教育長さんにひとつ御質問させていただきたいんですが、この後、審査をされますよね、そうすると、審査をする段階で採用する時点ということを経理がされるというふう

になっておりますよね。そうすると、1業者しかエントリーがないならば、どうなのと。次点はないわけですから、ぜひともそこら辺の審査をきちっとした形で捉えていただければ幸いかなと思います。ぜひとも早急に取りかかっただいて、4月に間に合わせるようなことで御努力方をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

審査について、ちょっと全協でも説明を申し上げましたが、教育長が審査するわけではございませんで、教育長も含みますが、審査委員会を設け、有識者、学識経験者も入ったところでの審査というふうになってまいります。

また、ちょっとこの全員協議会で契約について、プロポーザル方式について御説明申し上げて、議員にも了解したということで伺っておりましたが、まだ中身についての御理解がいただけていないと先ほどお話でございましたので、このプロポーザル方式というのはどういう方式かについて、最後に事務局長のほうから説明させていただきたいと思いますが、企画提案を受けるもので、企画自体を審査するというのではなく、最終的には事業者を設定する、選定するという趣旨のものでございますので、その点を答弁させていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

プロポーザル方式について少し私のほうから説明をさせていただきます。

まず、方式とは、そしてプロポーザル方式の意義、そして募集から契約までの流れについて御報告をさせていただきます。

まず、プロポーザル方式とは、業者からの技術の提案を受け、企画提案書を審査して特定する業者の選定方式でございます。主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った者を選定することでございます。プロポーザルとは、企画提案の意味でございます。

プロポーザル方式の意義といたしまして、今回、食の安全・安心が問われる中、学校給食の運営においては価格のみならず業者の信用信頼、技術供与が求められております。さらに、施設の設計業務においても、設計料の価格のみによる選定方式によって設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することが重要であると考えられます。

最後に、募集から契約までの流れでございますが、事前に業務の場所、目的、期間を提示し、受託希望者はその業務に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案し、提案書の形で取りまとめます。その提案書を審査するとともに、受託希望者に提案内容についてのヒアリングを行い、提案書並びにヒアリングの結果をもとに受託希望者を選定します。選定後は、提案書選定の時点で既に競争が終了しているとの考えから、行政機関においては随意契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号により業務委託の契約を締結いたします。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

補足をさせていただきます。

ただいま申し上げたとおりの内容で進めていく上で、私どもも契約の仕方、発注の方法等にさまざまな選択肢がある以上、法律の専門家、町村会の弁護士事務所にも相談した上で考えたところでございますけれども、議員の御指摘でございましたコンペとは違いまして、プロポーザルは、先ほどちょっと言及が及ばなかったところがありますけれども、事業者を設定するものだというので、企画自体を選ぶものではなく、これから審査に入っていくという流れのほうを御理解いただければというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

行政からの資料をいただいております中で、上峰町学校給食再開業務委託プロポーザル審査というものをいただいております。その4番に審査方法というのがございまして、審査委員会が提出された企画提案書の審査を行いますと、こうなっていますね。2番目に、全ての参加者の審査が終了したときには各審査委員の審査結果をもとに教育長が契約候補者と次点者を決定すると、こういうことになっていますよね。

町長の説明では、教育長は審査はしないよということでしたが、全協の中では教育長さんも入っているやに僕は聞いていましたので、その辺はどうなんですか。

○町長（武廣勇平君）

私の言葉が不適切だったのか、議員が採用を教育長がされると。要するに私はその時点で理解したのは、企画提案を教育長1人で審査し採用するという意味で理解しましたが、審査については、審査委員会ということ、外部からの有識者を含めて審査をしていただく運びになっていることを全員協議会でも御説明したところでございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長が言われるように、審査委員会というのは、全協の中で説明をしていただいておりますので、それは理解をしております。最終的に教育長さんという名前が載っているので、審査にも入られると思うので、厳重な審査をしていただきたいというようなことを申したとおりでございます。ところが、エントリーが1業者しかなかったと聞き及んでおりますので、その中でも審査はするという説明をいただいておりますので、審査をきちっとやっていただきたいというお願いをしているので、大変飛んだ話をして申しわけないんですが、審査委員会があるのは承知しております。町長は入らないということだったのでね、ぜひとも慎重な審査をしていただき、決定をしていただければと思います。よろしく願いしておきます。

○町長（武廣勇平君）

これも詳しく全員協議会で申し上げますが、3業者の問い合わせがございました。企

画提案をいただいたのは、現在私が把握している限り1業者ということでございますので。

○7番（吉富 隆君）

今、町長さんが言われるとおりで、そういう説明もいただいております。問い合わせとエントリーは違うんですね。そうでしょう。問い合わせはあったけれども、エントリーしなかった。条件に合わなかったんでしょうね。だから、エントリーは1業者だったでしょうと、しかし、そこについてもきちっとした審査をしていただきたいと、そして決定をしていただければというふうに思っておりますので、誤解のないようにお願いしたい。

○5番（漆原悦子君）

今、プロポーザル方式の内容を説明していただきましたけれども、説明をいただいた後、私も特命随契とかこのプロポーザル方式についてちょっといろいろ調べさせていただいた中に、公募によって足りることはもちろんずっとあっていたんですけど、複数の受託希望者から目的に合った企画提案をもらうというのがあったんですよ。その中から決定をするということがあったんですけど、今1社だけ希望があるということで、問い合わせは来ているということでしたけれど、それと同時に、特命随契になっていますけど、随契にしてもそうなんですけど、大体2社ですよ、随契するにしても見積もりを2社そろえて1社選んだりしてありますけれども、その辺で弁護士さん等にも確認をされたということで、心配はないだろうと思いますが、そういうところの書き方もあったので、それを再度確認して、よろしければ私も早急にしていただきたいと思っておりますので、いいんですけども、そこがちょっと気になっていましたので、行政機関などの公平性の観点から問題がないのかどうか、その辺だけ教えてください。

それともう1点よろしいですか、あわせて。

それと同時に、学校給食を再開するに当たって、今現在、委託業者のほう、今はちょっとストップされていますけど、委託されているときにずっと栄養士が現場に赴いて調理をして、学校までついてきて配膳をしてという流れをずっとやってくださっていたと思うんですが、今回これを変えるに当たって、私たちの希望としては、以前の委託先じゃなくて町で運営する学校給食が一番かなと思うんですが、今の状況ではちょっと無理だろうということで、今、委託方式の提案をされているので、早く再開していただける分は、それに合致していればいいのかなと思いますし、昨日、私たち3名の議員で給食の試食にお邪魔をいたしました。そういう中で、カロリー不足も補っていただいて、量的にはふえておりました。食べた時点ではおなかいっぱいになるかなという感じでしたけれども、何せ温かい汁物がないので、その辺がどうしても満腹感はちょっと足りないのかなと思いますが、あとしばらくの間辛抱していただくしかないのかなと思って、きのうの時点では納得をしながら、よかったですねということで、子供たちもおうちのほうでは以前よりかはおなかが少し膨れているという話をしていますよというお話を聞いてきました。と同時に、一日も早い再開をお願いしますという

お話も聞いてまいりました。ただ、今、保護者の方がずっといらっしやって、上峰の人は余り移動をしないので、今の保護者さんの中にも委託をする前の給食を食べられた、7年前ですから、いらっしやいますよね、子供さんも。それと保護者さんもたくさんいらっしやいまして、前のほうがいいけどねという話は今でもやはり入ってきますけれども、それに近い地産地消も組み入れてありますし、その辺でおいしい御飯を提供していただければいいと思うんですが、一番気になるのが、今現在、栄養士さん、栄養士さんは学校給食のときは県のほうから来ていただいて、給食センターに常駐してメニューをつくって学校の給食委員さんとメニューの、これでいいですかというふうな確認を毎月やったりとかもしておりました。今後また、それは検討課題になろうかと思えますけれども、今度、企画提案型になって、業務まで委託するとなっていますので、その辺でも栄養士さんとか調理員さん、いろんな方が入ってこられると思いますけど、そっちのほうはできたら上峰の人を使ってほしいなという希望はありますけれども、その中で栄養士さんが一番私気になりますので、県のほうから、以前と同じように来てかかわってやっていただくのか、そういう方向性で持っていってくださるのか、その2つだけ教えてください。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの、私のほうからは栄養士のことについてお話をさせていただきます。

この学校給食ということで町が実施するものですから、栄養士はその委託先ではありません。そして、今回4月から運用していかせていただくならば、この栄養士は5月1日、5.1加配という形でいきます。ですから、そこで来ますので。そして、その方が、今現在、学校給食をしているほかの町に問い合わせをしましたら、きちっと献立からなんから全てしておられるということですので、栄養士については従前の、うちが直営でしていたのと同じような形で動いていくというふうに考えております。

○町長（武廣勇平君）

発注のほうは、私の所管でございますし、私のほうからお答え申し上げますが、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、品確法という法律がございます、きちっとした適正な入札、契約等を行うための指針等も関係省庁連絡会議を開かれて示されているところでございますが、それによりますと、入札契約方式については多様な契約方式がございます。私も今回不勉強だったんですけれども、勉強させていただきましたが、議員言われる随契も価格競争方式の随契等もありますが、主なものには契約方式の選択だけで9つの選択肢がございます。また、いわゆる皆さんがイメージしやすい競争参加者の設定方法の選択についても競争入札、いわゆる競争入札と言われる一般競争入札と指名競争入札、また、競争入札ではない随意契約等が、この3つの選択がございます。これも「など」とされておりますので、またほかの新たな契約の方法もあるとは存じますが、参加者の設定方法についても3択があると、主なものとして。また、落札者の選定方法の選択というところでいきますと、

先ほど議員が言われました随契で価格競争するパターンの価格競争方式もございますが、総合評価落札方式等もございまして、技術提案、交渉方式、段階的選抜方式などの中にプロポーザルだ、コンペだ、そうしたものも含まれると存じます。

また、支払い方法にも4パターンあると、この組み合わせでいきますと何百種類もの契約の方法がありますが、私どもが今回慎重に運ばせていただきたいということもあって、弁護士、法律事務所のほうに確認したところ、随意契約の167条の中の緊急性と、もう1つ、5項のほうで読み込んで、その中での範囲でもいけるという御判断をいただいたところではありますが、慎重に慎重を期すためプロポーザル方式を導入し、全国的な公募という形をとらせていただき、業者選定については公正性を期すためにこういうやり方を採用させていただいているということで、こういうやり方についても報告を法律事務所に申し上げまして、より合理的で安心・安全の観点から早急に急がなきゃいけないという条件も考えると、この対応で間違いはないということで御指導をいただいたところがございますので、その点も全員協議会で申し上げたところがございます。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○3番（田中静雄君）

まず初めに、先ほど提案がありました100,332千円、このお金の出し入れについては、ふるさと納税の基金から出し入れをするということなんですけれども、これは、ふるさと納税をされた方の気持ちからすれば、よう子供のために、上峰町が子供のために使ってくれたということで、納税者にすれば御の字じゃないかと私は思います。これはいいことだと私は思っております。

ところが、ひとつプロポーザル方式について質問をいたします。

まず初めに、一定の条件をつけて業者さんから提案書をいただいて、その提案書を審査されると思います。その審査する段階で、審査結果は教育長が契約候補者と次点者を決定しますという項目がありますので、その審査委員会の審査委員長というのは教育長でよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

審査委員長は教育長でございます。

○3番（田中静雄君）

審査委員が審査する段階において、副町長、それから教育長、それから職員の方々が審査するということがありましたけれども、審査方法ですね、それはかなり参画される方は厳しいというのか、非常に条件が多岐にわたっていると思います。その方々は設計施工までやられるということになると、かなりの分野までそういう知識がないとできないと思いますけれども、審査する段階で各審査委員の評価を取りまとめて教育長が最終的には決定するという

ことですが、各審査委員が評価する場合に、審査表とか、そういうことはあるのかどうか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

審査方法ですね、ホームページのほうにも載せておりますところですが、審査基準というのがございます。事業の理解と業務の範囲、項目で……。

○3番（田中静雄君）

審査項目までこの場で言われると色々な問題が発生しますので、その辺は私たちは知る必要はありません。

審査項目があるという答弁をいただきました。それで、いろんな談合とか、そういう問題が、世間ではいろんな問題があります。それで、審査委員の方、副町長も含めて、審査委員おられますけれども、そういう方々がどういう項目によって審査されるのかという、そういう項目がよそにばれないようにするために何か考えておられるのか。まずないと思います。審査方法、審査項目が外にばれた場合には、接待とか賄賂とかいろんな問題が発生してくる可能性があります。万が一のことを考えて、よそにばれないようにするために何か考えておられるのか、もしばれた場合には罰則とかそういう規定もあるのですか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

審査の項目、審査の視点につきましては開示をしております。従前に、プロポーザルの募集のときに審査要項というのを一緒につけます。その中で審査基準という、どういう視点によって今回のプロポーザルは募集をしているのかという観点から、その審査の項目と審査の視点、そういうものは開示をしておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

わかりました。どうもそういう外部に漏れたときの罰則とか、そういうことはどうもないような感じでございます。

それでは、変えてひとつ質問をさせていただきます。

参加者、応募者がどれだけあるかちょっとわかりませんが、もし1社あった場合、まず最初に提案書の書類審査が行われると思います。その段階で参加する資格に問題があると、そういうことがあった場合には、そういう参加者については失格となるのでしょうか、不合格ということになるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、参加資格をうたっております。参加企画提案書に提案するに当たって、その資格を有しているという誓約書をいただいておりますので、それをもって確認をしているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今、教育委員会事務局長さんのほうから説明をいただきました。これはちょっと質問ではありませんけれども、上峰町以外の方からもお話を聞く機会があって、聞きましたけれども、昨日も少し言いましたけれども、上峰町は非常に対応が早いと、行政の対応が非常に早いですねと、もちろん隣の町の方、ということが言われました。取り組みが非常に早いということは非常に喜ばしいことだと思います。これを、プロポーザル方式を施行するに当たっては、4月1日に間に合うように、ひとつ細心の注意を払って努力されることをお願いいたして、私の質問を終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員ありがとうございます。先ほど吉富議員のときにもお話ししましたとおり、12月14日、異物混入事件の後、多方面の考え方といいますか、再開に向けた考え方をいろんな視点から協議をさせていただき、町長、副町長を初め、教育長、いろんな方向で御提案、御審議いただきました。今回、プロポーザルも含めて、このような御提案をさせていただくことを大変うれしく思っております。ありがとうございます。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

これまでの同僚議員の質問に関連する関係でありますけれども、先ほど来、審査委員会関係の質問が出ておりましたが、これまでの説明の中では、いただいた資料の中に二、三名の氏名は上がっておりますけれども、それ以外は有識者にお入りいただくということでの説明を受けておりますけれども、できますならば、何人で構成され、どういう方が参加されるか、教えてもらえればと思いますが、いかがでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

審査委員の構成でございます。まず、委員長に矢動丸教育長でございます。米本副町長、それから、私、事務局長の吉田が入ります。学校のほうからの視点で、中学校の森田教頭、それから小学校の一木校長、建設の視点から、白濱建設課長、そして、学校給食法の観点から県の学校教育課保健体育室長に入っております。合計7名で審査をしてまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。それぞれの分野の方々に審査をしていただくということでありますので、きちんと審査をしていただくものと思います。

次に、学校給食再開業務委託仕様書という資料をいただいている中で、4番目の業務委託の内容、それから、その中の2番目、学校給食のメニュー開発というところで、地産地消メニュー及び全国の四季折々の旬の食材を生かしたメニューを開発という文言がございます。

これもまた全協の中でも説明をいただきましたけれども、これは今回、4月再開に向けて、今度決定した業者さんがメニュー開発にも当然取り組んでいただくとお思いますけれども、今度は4月以降、再開した後のメニューについても今回決定される業者さんがかわりを持ってアドバイスの的にしていられるものかどうか、そこで、先ほど教育長から栄養士の話もございました。もしそういうふうになれば5月1日というお話がありましたけれども、その辺の関連をちょっと教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、メニュー開発ということで、給食を子供たちが喜んで食べていただくためにメニューを新しくしたいという気持ちから、こういう御提案をいただくようにということで提案をさせていただいております。4月以降にメニューを使ってそういう運営をしていきたいという気持ちはございます。それと別に、4月以降の運営方法についてはまだ決定しておりませんので、そういう回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ちょっと私の聞き方が悪かったかなと思いますが、一応4月以降再開して、再開後のメニューについて、今回、こうこうこういうふうな食材を利用して、また、全国的なメニューも参考にしながらというあれを考えられるわけですたいね。それを参考にして栄養士がまた新たなメニューを追加するとかなんとかでしていくという格好になるわけですかね、その辺済みません。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

おっしゃるとおりでございます。ありがとうございます。

○8番（大川隆城君）

そうすると、そういう中で地産地消というのがまず最初に上げられております。これまでもできるだけ町内産のお米、これは米の消費拡大も含めてということ、それから野菜類についても、なるだけ地元の上峰町内、あるいは近隣の、佐賀県のこと、とにかく地元のやつをとということでの話が再三あってきておりますけれども、これまでもそういうことで取り組まれておったと思いますけれども、それが今まではどれぐらいのパーセンテージでできていたものか、今後についてはそれを、例えばどれぐらいまではアップしてしていきたいというふうなことをお考えか、できれば参考までに教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、地産地消の件でございます。これは、調査があるときに数字として出るわけですが、あれは重さ、食材の重さによって地産、地元のものをつくっているのが何%かというふうに出てきます。これにつきましては、そのときのメニューだけ、カボチャを使ったりとか、ジャガイモを使ったりとか、重いものを栄養士は工夫して地産地消の数字を上げるような努

力をしているところでございます。

上峰町につきましても、それとは別に、地元のスーパー、お米も当然です、佐賀県産米を使っております。野菜は地元のスーパーから久留米の市場を通じたものを入れていただいております。おるところでございます。

今回、地産地消と別に、全国のメニューといたしましたのは、実は、例えばジャガイモ一つ、白菜一つとっても、上峰産から季節がずっと移るごとに北海道までずっと上がっていくわけですね、産地がですね。それを逆手にとりまして、メニューの中に今回は京都産のやつをととか、秋田産のものだとか、北海道産のジャガイモなんだよとか、そういうふうにごろの食材がどこでいつとれる、旬のもの、そういうのまで子供たちに食育の観点から提案したいということで、それを逆手にとりまして全国ということで表現をさせていただいております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。とにかく外国産なんかは特にいろいろ問題があるものですから、できるだけそういうことがないように、地元産ということで地産地消をよろしく願いしておきたいと思います。

次に、同じ項目の中の③調理業務委託についてということで、調理業務委託に係る企画書を作成というようなことも掲げられておりますが、実際、調理をする方々については町が直で雇い上げてじゃのうして、民間業者の方に委託して調理をするという形になるわけでしょう。そうすると、もうその辺の、実際に業務に当たられる方々については町内の方をお願いするものか、それとも、今回の議決後の業者さんが、例えば、遠方からでも連れてきてというような形になるものか、その辺もし答えられるならお願いしたい。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、条例の中で上峰町は調理を委託という条例がございますので、それを尊重して、今回、次年度以降も調理につきましては委託と考えております。これは人件費の問題で、直ですね、上峰町の職員がずっと調理をするというのは人件費がかさむという観点からだと考えておりますが、調理は委託ということになります。

また、その中で、先ほど漆原議員からも出ておりましたが、このメニューを考えます栄養士、こちらにつきましては、直営、県の栄養士が来ていただいて、その方がメニューを考えるんですね。調理をする方々に指示を行うという流れになろうかと思っております。その中で、来年度以降、また調理をお願いする業者を募集することになろうかと思っております。その中では、地元雇用を一番に、最優先に考えて御提案していきたいと思っております。

確かに遠くから来るには、やっぱりそれまでの通勤に係る時間とか、経費とか、そういうのもございますので、できるだけ地元の優秀な方を調理にお願いしたいと事務局のほうでは

考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

説明ありがとうございました。できるだけそういう形で町内の方々の、得意な方といえますか、おられますもんですから、できるだけそういう形で採用していただければ雇用促進という形にもつながるんだろうと思いますので、お願いをしておきます。

次に、4番目、その他の付随業務ということで、本業務のほかこれに付随する一切の業務を行うということですが、この付随する一切の業務という、よければどういものが該当するか、ちょっと教えていただきたい。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

これについては、特定にこれという項目、大きくは出しておりませんが、今回、例えば議員の皆様から御提案いただきましたメニュー、あと一品ふやせないかと、カロリーを補うためとか、いろいろ御提案いただいています。これに係る企画とか調理とか、そういうのにつきましては、こちらの条項を読みながら業者さんと交渉をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

わかりました。とにかく同僚議員からもそれぞれ出ておりましたように、何につけても安心・安全な給食を子供たちに届ける、これがもう第一番でございます。それと同時に、先ほどは食べる食事が冷たいという話も出ました。これは以前から、委託にした場合に冷たいものが来たらかわいそうだという声があつて自校方式を望む声が結構強かったということも御案内のとおりであります。そういう意味合いから、今後はそういうことがなく、子供たちに提供ができるものと思いますので、とにかく安心・安全な給食を提供していただくということで御努力いただきたいということをお願いして、終わります。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

○6番（井上正宣君）

ひとつ確認をしておきたいと思いますが、ここに同僚議員の一般質問資料が、平成26年3月議会の資料がございますが、この中で改修費用ですね、これがA案とB案とありますが、この中でA案が工事期間が5カ月、B案が6.5カ月、今回は2月と3月、2カ月しかございません、4月再開ですから。果たして2カ月でできるかどうか、これはちょっと確認をいたしたいと思います。

そして、その中で、26年3月議会のこの設計資料には、期間が5カ月の場合は工事の作業性、それから作業の安全性、食の安全性、それから将来性と、こういう項目がありますが、

5カ月の場合と6.5カ月の場合とはかなり安全性が高いわけですね、6.5カ月。これが5カ月の場合は6.5カ月よりかなり安全性が低い。そうすると、この5カ月の期間でやった場合と、今回2カ月の期間でやった場合に、こういった作業性、安全性、こういったものは極端に悪くなるんじゃないかと心配をしているわけでございます。そしてむしろ、学校の授業中でございますから、作業関係において事故が起きる可能性も非常にあると思います。そして、やっぱり金額も半分ぐらいで、工事期間も半分ぐらいということでございますので、その点が非常に心配なものですから、この2カ月の期間、本当にできるかどうか、それから作業性、安全性、こういったものが本当にできるかどうかをちょっと再確認しておきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

当時、資料がですね、共通の討議をするためにちょっと資料を確認させていただきたいと思いますが、全員協議会で申し上げたものをもう一度申し上げますが、今回の改修等につきましては、以前、民間委託をするための、7年前に150,000千円の改修費が必要だという行政がお話しした内容、また加えて、先ほど言いました26年の議事録にございますように、議員の皆様方に設計案として提示した内容とは大きく違う点が2つあるというふうにお考えいただければと思います。

まず1つ目は、当時、7年前、また26年時におきましても、ドライ方式というものの採用をしていたことにより、大規模な改修等の必要性が当時の設計ではあったという点、その点がドライ運用という方式で簡易な改修等で済むという点が大きくまず1つ違います。

もう1点は、調理機器なんですけれども、民間委託する際も、また、26年当時も行政側から調理機器は使えないという前提で設計をお願いしていた経緯がございました。しかしながら、確認をしたところ、調理機器については十分使えるものが多いということで、そういう点が大きく違い、設計等に影響がっているものというふうに理解していただければと思います。

またあわせて、先ほどの期間についての安全性についての資料については確認を後ほどさせていただきますというふうに思います。

○6番（井上正宣君）

今、町長のほうから説明をいただきましたけれども、特に5カ月以上の工事期間を設けてある中で、今回は2カ月間ということで、工事期間の安全性、作業安全性とか、そういったものについては極力注意をしていただいて、子供の事故、巻き添えにならないような形での工事をやっていただきたいと思うのと同時に、やっぱり食の安全性についてでも、これは機材によってもいろいろまたここ2年間でかなり変わってきていると思いますが、そういった中での工事、特にもう私は安全性、それから、この期間の2カ月で本当に大丈夫だろうかという心配があったものですから、今回質問させていただきましたけれども、先ほどの説明で大体わかりましたので、とにかく作業の安全性、食の安全性、よろしく願いをして、この

質問を終わりたいと思います。

○議長（碓 勝征君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第8 討論・採決

○議長（碓 勝征君）

日程第8. 討論・採決。

議案第1号 専決処分承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。本件は承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

議案第2号 専決処分承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本件は承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

議案第3号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第8号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。平成28年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 碓 勝 征

上峰町議会議員 井 上 正 宣

上峰町議会議員 吉 富 隆